

① 国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・・・

法人名

()

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

補 助 金 等 の 名 称	1		特別勘定に經理した期間 翌期	特 別 勘 定 に 經 理 し た 金 額	13	円
補 助 金 等 を 交 付 し た 者	2			繰 入 限 度 額 (4)のうち条件付の金額)	14	
交 付 を 受 け た 年 月 日	3	・・		繰 入 限 度 超 過 額 (13) - (14)	15	
交 付 を 受 け た 補 助 金 等 の 額	4			当 初 特 別 勘 定 に 經 理 し た 金 額 (13) - (15)	16	
交 付 を 受 け た 資 産 の 価 額	5			同 上 の う ち 前 期 末 ま で に 益 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	17	
帳 簿 価 額 の 減 額 等 を 要 し な い こ と と な つ た 場 合 (無 条 件 の 場 合)	6			当 期 中 に 益 金 の 額 に 算 入 す べ き 金 額	18	
圧 縮 限 度 額 の 計 算 (4)のうち固定資産の取 得 等 に 充 て た 金 額	7			返 還 を 要 し な い こ と と な つ た 金 額	19	
同上に係る返還を要しないこととなつた日における帳簿価額	8			(18) 及 び (19) 以 外 の 取 崩 額	20	
固定資産の取得価額等	9			期 末 特 別 勘 定 残 額 (16) - (17) - (18) - (19) - (20)	21	
圧縮限度額の基礎となる金額 $(8) \times \frac{(7)}{(9)}$	10					
圧 縮 限 度 額 (5)、(7)若しくは(10)又は(5)、 (7)若しくは(10) - 1 円	11					
圧 縮 限 度 超 過 額 (6) - (11)	12					

II 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

提 供 を 受 け た 金 錢 及 び 資 材 の 価 額	22		圧縮限度額の計算	固 定 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し 、 又 は 積 立 金 に 經 理 し た 金 額	25	円
提 供 を 受 け た 固 定 資 産 の 価 額	23			(22)のうち固定資産の取 得 等 に 充 て た 金 額	26	
取 得 し た 固 定 資 産 の 種 類	24			圧 縮 限 度 額 (23)若しくは(26)又は(23)若しくは(26) - 1 円	27	
				圧 縮 限 度 超 過 額 (25) - (27)	28	

III 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

納 付 金 の 額	29		圧縮限度額の計算	固 定 資 産 の 帳 簿 価 額 を 減 額 し 、 又 は 積 立 金 に 經 理 し た 金 額	33	円
同 上 の う ち 既 に 固 定 資 産 の 取 得 等 に 充 て た 金 額	30			(31)のうち固定資産の取 得 等 に 充 て た 金 額	34	
差 引 納 付 金 の 額 (29) - (30)	31			圧 縮 限 度 額 (34)又は(34) - 1 円	35	
取 得 し た 固 定 資 産 の 種 類	32			圧 縮 限 度 超 過 額 (33) - (35)	36	